

# 国民年金

自分の人生だから、  
確かなものにしたたい

.....あなたが加入する国民年金は？.....

## 第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、厚生年金や共済組合に加入していない人は、第1号被保険者として加入することになります。

農業や商業、サービス業などの自営業や自由業の人、無職の人、学生と、その配偶者がこれに該当します。



## 第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入しているサラリーマンやOLの人は第2号被保険者として加入します。

つまり会社や役所、学校あるいは法人に勤めるサラリーマンは、厚生年金や共済組合に加入しますが、自動的に国民年金にも加入することになります。このため加入手続きは不要です。



## 第3号被保険者

第2号被保険者（厚生年金や共済組合の加入者）に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人は第3号被保険者になります。「扶養されている」とは、健康保険証の被扶養者欄に名前が書かれていること。

妻（奥さん）の場合が多いのですが、妻でも共働きなどで厚生年金などに加入していれば第2号被保険者です。自営業で収入が多く扶養されていないときは第1号被保険者です。



30年後の日本では、4人に1人は65歳以上になるといわれています。高齢化社会が進む中、公的年金制度はかけがえのない重要なものになってきています。国民年金にはすべての国民が加入します。みんなが加入することで、お互いに助け合い生活を支えていく制度です。国民年金制度の内容をご紹介します。

## .....支給されるのは次の3種類の年金です（年金額は平成6年10月からの金額）.....

国民年金からは次の3種類の基礎年金が支給されます。厚生年金や共済年金はこの基礎年金にそれぞれ上乗せして支給されることとなります。しかし厚生年金などを受けるには、基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていることが基本的な条件になります。国民年金の基礎年金はすべての年金の基本になっています。

### 老齢基礎年金

●保険料を25年以上納めると  
65歳から支給されます  
老齢基礎年金は65歳から支給されるもので、大正15年4月2日以後に生まれた人が対象となります。

年月のうちには病気や生活の困難などやむを得ない理由で保険料を納められないこともあるかもしれません。そのようなとき免除の申請をすることで、免除期間を計算に入れることができます。年金額は加入期間によって変わります。加入可能な年数は生年月日に応じて左表のようになっています。全期間を納めた場合、年金額は年額78万円です。加入可能年数に満たない場合は、減額されます。

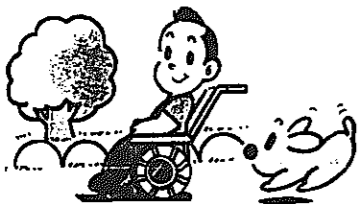
■加入可能年数表

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以後	40年

### 障害基礎年金

●障害者になったとき  
国民年金に加入している間に病気やけがをして障害が残った場合に支給されます。20歳になる前の病気やけがで障害者になった場合には、20歳から支給されます。年金の額は障害等級の1級で97万5,000円、2級で78万円です。

ただし年金の支給には加入期間のうち保険料を納めた期間が3分の2以上必要です。また最近の1年間に保険料の未納がないことも必要です。



### 遺族基礎年金

●一家の働き手が亡くなったときに支給されます  
一家の働き手が亡くなったとき、家族に支給されます。例えば父親が亡くなったときに18歳未満（障害のある子供は20歳）の子供がある妻に支給されます。父母が亡くなり子供が取り残されたときにはその子供に支給されます。

年金の額は（子供1人の場合）、基本額78万円と加算額22万4,400円を合わせた100万4,400円です。子供が残された場合は基本額のみ支給されます。ただし年金の支給には、加入者の加入期間のうち保険料を納めた期間が3分の2以上必要です。また最近の1年間に保険料の未納がないことも必要です。



### 保険料は？

月額  
**11,700円**  
(平成7年4月1日から)

第1号被保険者の保険料です。保険料は物価にスライドして毎年改定されます。月額400円の付加保険料を納めることで、老齢基礎年金に上積みした付加年金を受けることもできます。

第2号被保険者はそれぞれの年金制度から、第3号被保険者は扶養者が加入している年金制度から国民年金制度に対して保険料が支払われますので、個別に納める必要はありません。

### 保険料を納められないとき

**免除申請を  
してください**

老齢年金を受けるためには、保険料を納めた期間が最低でも25年以上必要です。けれども長い年月のうちには病気や

生活の困難などの理由で保険料を納められないこともあるかもしれません。

そのようなときは免除の申請をすることで免除期間を計算に入れることができます。保険料を未納のままにしておくこと将来年金が受けられない場合がありますが、免除が承認されるとその期間は年金を受けられるための資格期間として参入されます。ただし年金額の計算では、その期間分は3分の1に減額することになります。

### 保険料の納付

**口座振替の  
ご利用を**

口座振替を利用すれば、毎月振り込む手間が省けます。納め忘れもなく安心です。

手続きに必要なもの  
① 預金通帳  
② 届け出印  
③ 保険料納付書

これらをお持ちになって、金融機関の窓口にある申し込み用紙に必要事項を記入して手続きしてください。